(二)　六級海技士（航海）第一種養成施設及び内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 六級海技士（航海）第一種養成施設の場合 | 内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合 | |
| （略） | （略） | |
| 練習船の設備 | 次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあっては、第三号及び第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。<br>一　実習用海図机<br>二　実習用海図<br>三　ジャイロコンパス（当該設備を用いた航海計器に関する実習を行う場合に限る。）<br>四　レーダー<br>五　音響測深機 | 次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあっては、第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。<br>一　出力装置<br>二　補機<br>三　電気設備<br>四　自動制御装置<br>五　海洋環境汚染の防止装置（油水分離装置、汚水処理装置を含む。） |
| （略） | （略） | （略） |
| 実習科目 | 1　航海に関する科目<br>一　航海計器<br>使用法及び誤差測定<br>二～七　（略）<br>2・3　（略） | 1・2　（略） |
| （略） | （略） | （略） |

備考

1　六級海技士（航海）第一種養成施設にあっては、ジャイロコンパスの使用法及び誤差測定に関する実習であって、練習船による実習と同等であると認められるものを行う場合は、実習科目の項六級海技士（航海）第一種養成施設の場合の欄第一項第一号の規定にかかわらず、航海計器（ジャイロコンパスに限る。）に関する実習を行うことを要しない。

2　内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設にあっては、実習の期間の項に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であって、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

(二)　六級海技士（航海）第一種養成施設及び内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 六級海技士（航海）第一種養成施設の場合 | 内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合 | |
| （略） | （略） | |
| 練習船の設備 | 次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあっては、第三号及び第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。<br>一　実習用海図机<br>二　実習用海図<br>三　ジャイロコンパス<br>四　レーダー<br>五　音響測深機 | 次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあっては、第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。<br>一　出力装置<br>二　補機<br>三　電気設備<br>四　自動制御装置<br>五　海洋環境汚染の防止装置（油水分離装置、汚水処理装置を含む。） |
| （略） | （略） | （略） |
| 実習科目 | 1　航海に関する科目<br>一　航海計器<br>使用法及び誤差測定<br>二～七　（略）<br>2・3　（略） | 1・2　（略） |
| （略） | （略） | （略） |

備考

内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設にあっては、実習の期間の項に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であって、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。